

避難確保計画に係る手続きの流れ

①避難確保計画の作成

- 「避難確保計画」とは、洪水や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な次の事項を定めた計画です。
 - 防災体制に関する事項
 - 利用者の避難の誘導に関する事項
 - 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
 - 防災教育及び訓練の実施に関する事項
 - 自衛水防組織の業務に関する事項（水防法に基づき、自衛水防組織を設置した場合）
 - 利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項
-
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、施設管理者等の皆様が主体的に作成いただくことが重要です。

②市への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を市へ報告してください。
«指定介護老人福祉施設、通所介護、認知症対応型共同生活介護等»
⇒ 提出場所：介護保健課（0289-63-2283） kaigo@city.kanuma.lg.jp

- «軽費老人ホーム、住宅型有料老人ホーム等»
⇒ 提出場所：高齢福祉課（0289-63-2288） koureifukushi@city.kanuma.lg.jp

③避難訓練の実施・報告

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施し、市へ報告します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、多くの方々が避難訓練に参加することで、より実効性が高まります。
- ハザードマップを活用するなどして、洪水や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害の実情に応じた避難訓練を実施することが重要です。



要配慮者施設の管理者の皆様へ

「水防法」及び「土砂災害防止法」により、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の

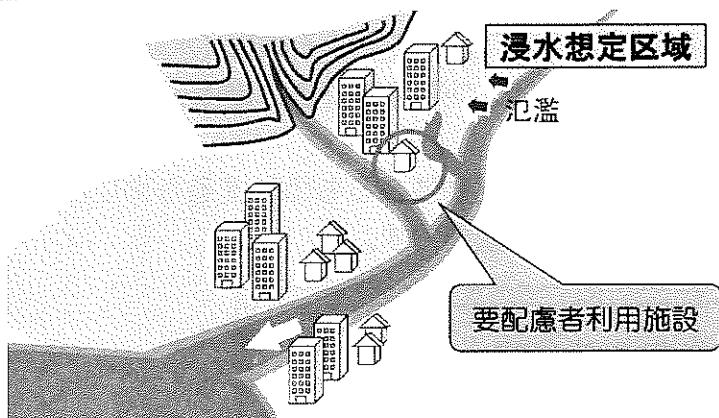
要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・報告、避難訓練の実施・報告が義務です。

つきましては、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に貴施設がある場合には、避難確保計画の提出をお願いいたします。

また、「逃げ遅れゼロ」を目指すためにも、年1回以上避難訓練を実施し、実施結果についても報告いただきますようお願いいたします。

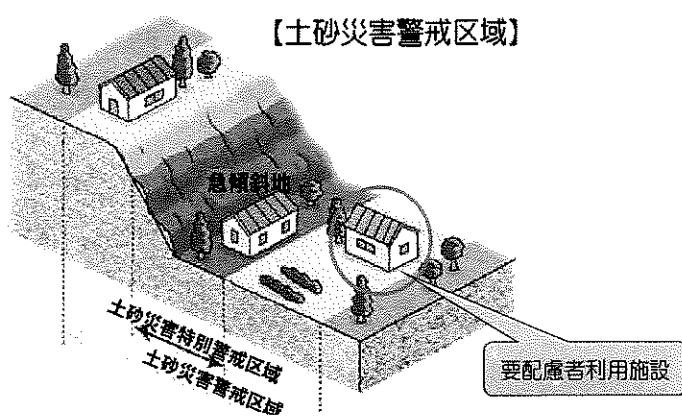
「洪水浸水想定区域」

河川が氾濫した場合に
浸水が想定される区域
のことです。



「土砂災害警戒区域」

土砂災害が発生した場合
に、住民等の生命または身
体に危険が生じるおそれ
があると認められる区域
のことです。



要配慮者利用施設とは・・・

社会福祉施設、学校、医療施設、そ
の他主として防災上の配慮を要する
方々が利用する施設のことです。

